○農林水産省告示第十号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十四年一月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　兵庫県佐囊地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次結んだ線及び標柱十号から保安林（朝来市佐囊字糸谷五三）西側境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域

兵庫県朝来市佐囊

字土肥上山66番116　標柱一号
〃　字山田奥62番9　標柱二号
〃　字土肥上エ山66番4　標柱三号
〃　66番138　標柱四号
〃　66番119　標柱五号
〃　字土肥上エ山66番1　標柱六号
〃　66番119　標柱七号
〃　字土肥上エ山66番1　標柱八号
〃　標柱九号
〃　標柱十号

二　島根県茅原地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十九号までを順次結んだ線及び標柱十九号と標柱一号を結んだ線に囲まれた区域

島根県出雲市

東福町字小谷2148番2　標柱一号
〃　2149番1　標柱二号
〃　2153番2　標柱三号
〃　1107番2　標柱四号
〃　1085番2　標柱五号
〃　1057番4　標柱六号
〃　985番2　標柱七号
〃　字下ノ原2055番1541番　標柱八号
〃　1578番3　標柱九号
〃　字明見1647番1　標柱十号
〃　2034番　標柱十一号
〃　字茅原2103番　標柱十二号
〃　2111番2　標柱十三号
本庄町字廻田975番5　標柱十四号
〃　982番　標柱十五号
東福町字茅原2114番　標柱十六号
〃　字小谷2146番　標柱十七号
〃　標柱十八号
〃　標柱十九号

○農林水産省告示第十一号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十四年一月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

兵庫県鳥飼明神地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号（既指定区域（鳥飼明神地区）標柱五号）から標柱四号までを順次結んだ線及び標柱四号から既指定区域の境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域

兵庫県洲本市

五色町鳥飼上字岡ノ谷900番1　標柱一号
五色町鳥飼中字長津路388番7　標柱二号
〃　388番2　標柱三号
〃　388番6　標柱四号

○農林水産省告示第十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県中津市耶馬溪町大字栃木字村ノ上八八七の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県竹田市大字倉木字蛇岳一八一一の九・字小川内一八三〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一八七四の一、一八七四の二、一九四六の二、一九四六の四、一九四六の六、久住町大字有氏字九重山一七八七、日田市中津江村合瀬字丸ウ野二九五四の二、二九五六、二九五七の一、字鏡山二九六七の一、二九六七の二、二九六七の四（次の図に示す部分に限る。）、二九九八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字蛇岳一八一一の一九・字小川内一八三〇・一八七四の一・一八七四の二・一九四六の二・一九四六の四・一九四六の六（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、字九重山一七八七、字丸ウ野二九五四の二・二九五六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字鏡山二九六七の四、二九九八の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県玖珠郡玖珠町大字山浦字上ノ台二四五の九・二五四の一・大字小田字鼻操原二八〇七の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び玖珠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年一月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡富士川町高下字北畑九四八の三〇、九四八の三二、九四八の三三、九四八の三五、九四八の三六、九四八の四四、九四八の四五、九四八の四六、九四九の一一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年一月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡富士川町高下字北畑九四九の一一（次の図に示す部分に限る。）、九四九の一五、九五〇の一〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。）